

第1回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会議事録

1. 日時 令和4年5月17日（火）午後2時～午後3時40分

2. 場所 船橋市役所9階 第1会議室

3. 出席者

(1) 第1号委員

鏡諭委員（会長） 鈴木敦子委員 綱島照雄委員

徳永幸生委員（副会長） 西尾真治委員

(2) 第2号委員

土屋仁志委員 島本博幸委員 菅井智美委員

岡崎智長寿支援課長（糟谷龍郎委員代理人）

(3) 事務局

辻副管理者 村山事務局長 白土管理次長 渡邊三山園事務長

馬場管理係長 木谷主任主事 岡田主事 伊藤弁護士 岡本弁護士

(4) 関係市

船橋市高齢者福祉課：田中課長 中柴課長補佐 大野施設管理係長

習志野市高齢者支援課：川窪課長

鎌ヶ谷市高齢者支援課：根岸課長

4. 欠席委員 糟谷龍郎委員

5. 傍聴者 0人

6. 日程

(1) 管理者挨拶

(2) 委員、組合職員自己紹介

(3) 会長、副会長の選任

(4) 諮問書の手交

(5) 傍聴定員について

(6) 会議の公開、非公開及び議事録について

(7) 事務局からの説明

① 四市複合事務組合について

② 特別養護老人ホームの位置づけについて

③ 関係市の動向について

- ④ 特別養護老人ホーム三山園について
 - ⑤ 三山園あり方検討審議会について
- (8) その他

7. 概要

(1) 会長、副会長の選任

委員の互選により会長に鏡委員が、会長の指名により副会長に徳永委員が選任された。

(2) 傍聴定員について

10人に決定した。

(3) 会議の公開、非公開及び議事録について

会議は原則公開とし、非公開とする場合は会長が会議に諮り決定すること、議事録は事務局が案を作成後、発言者に内容を確認し、会長が承認することにより確定することとした。

(4) 事務局からの説明

事務局より日程(7)について説明し、委員からの意見や質問を踏まえて、次回の会議でも検討することとなった。

8. 経過

(司会)

こんにちは、事務局長の村山と申します。本日八千代市健康福祉部長であります糟谷委員から八千代市長寿支援課岡崎課長を代理出席者とする欠席届兼委任状が届いておりますのでご報告いたします。

定刻となりましたので、ただいまから第1回特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会を開催いたします。会長選任後の諮問書の手交までの間、進行を務めさせていただきますと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

(司会)

皆様のご同意をいただきましたので、会長選出後の諮問書の手交までの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様のご依頼につきましては、本来であれば委嘱状をお一人おひとりにお渡しすべきところですが、お時間の関係ですでお手元に配付してございます。配付を持ちまして委嘱に代えさせていただきますと存じます。ご了承いただけますようお願い申し上げます。続けて資料の確認をさせていただきます。

ます。次第書と資料一覧表の①から⑩となっております。不足はございませんでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、管理者の松戸徹よりご挨拶を申し上げます。

(松戸管理者)

皆様こんにちは、管理者を務めさせていただいております松戸でございます。本日は大変お忙しい中、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、今回委員をお引き受けいただきましたこと改めて感謝申し上げます。

三山園でございますけれども、今から50年前の昭和47年6月に4市管内で唯一の特別養護老人ホームとして開設されました。当時はまだ今とは違いまして、措置による受け入れということで、市のほうで残っている高齢化率は昭和55年時点で4.9%でしたので、昭和47年の時点ではおそらく3%ぐらいであったのではないかと思います。その中でもニーズがあってこの特別養護老人ホームがスタートいたしました。

その後、平成12年に介護保険法が施行されまして、この特別養護老人ホームはご承知のように利用者の方がサービスを選択し、契約をして入所するという形へと大きく変化したわけでございます。

三山園の運営につきましては、介護保険法施行以降も四市によって運営をされてきております。現状としては、介護報酬を財源として運営をすることが原則となっておりますけれども、非常に経営的には厳しい状況があることと、時代の変化に対して三山園がどういった形で存在していくべきなのかということを見直す時期に来ているということからあり方検討審議会を設けさせていただきました。

各委員の皆様には、それぞれの専門的なご知見の中から忌憚のないご意見をお出しいただいて、より良い形でこの高齢化が進んでいる社会の中でこの施設が運営されていく道筋、方向性をお示しいただければというふうに思っておりますので、よろしく願い申し上げます。どうもありがとうございます。

(司会)

次に日程2、委員の皆様にご自己紹介を資料①の名簿順でお願いしたいと思います。発言の際にはマイクのスイッチを押してからお願いいたします。

(鏡委員)

鏡論でございます。3月までは淑徳大学のコミュニティ政策学部の学部長をしておりました。4月からは淑徳大学の非常勤をやっておりますけれども、法政大

学大学院の公共政策科の兼任講師として公共政策と地域福祉を専門にしております。よろしくお願ひ申し上げます。

(鈴木委員)

公認会計士の鈴木でございます。よろしくお願ひいたします。

(綱島委員)

社会福祉法人八千代美香会の理事長をしております綱島でございます。よろしくお願ひいたします。

(徳永委員)

弁護士の徳永幸生と申します。よろしくお願ひいたします。

(西尾委員)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティングの西尾と申します。地方自治や地方行政を専門にしております、市役所に任期付きで任用され、公共施設マネジメントを担当した経験がございます。そういった経緯もありまして、習志野市さんや八千代市さんでは、施設関係の委員を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(土屋委員)

船橋市健康高齢部長土屋と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

(島本委員)

習志野市健康福祉部長の島本博幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(菅井委員)

鎌ヶ谷市健康福祉部長菅井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

(岡崎課長)

八千代市健康福祉部長が今日都合により欠席させていただいております。代理出席として、健康福祉部長寿支援課長の岡崎が出席いたしました。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司会)

続きまして副管理者の辻恭介より自己紹介をさせていただきます。

(辻副管理者)

皆様、副管理者の辻でございます。委員をお引き受けいただきましてどうもありがとうございます。皆様方の活発なご議論に資するように事務局側として資料の用意等対応させていただきますので何なりとおっしゃっていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

続きまして、四市複合事務組合職員の紹介をさせていただきます。

(村山事務局長)

改めまして事務局長の村山と申します。よろしくお願いいたします。

管理次長の白土太でございます。三山園事務長渡邊恵子でございます。事務局管理係長馬場紘樹でございます。事務局主任主事木谷則之でございます。事務局主事岡田靖弘でございます。

本日、三山園長の渡辺純子については、やむを得ず欠席となっております。

(司会)

それでは日程3、会長、副会長の選任でございます。審議会条例第6条の規定により、会長は互選により定めることとなっております。立候補又は推薦はございませんでしょうか。

(菅井委員)

よろしいでしょうか。

(司会)

はい。

(菅井委員)

鎌ヶ谷市の菅井です。本審議会では特別養護老人ホーム三山園のあり方を審議して行くこととなりますので、高齢者福祉や公共政策などの専門的分野で活躍され、精通されております鏡先生が会長には適任かと思えます。鏡先生は、大学及び大学院におきまして公共政策研究やコミュニティ政策などの教壇に立たれており、また、認知症ケア学会、福祉ネットワークジャパン、日本公共政策学会などに所属され、鎌ヶ谷市におきましても介護施設選定委員会会長をお願いしております。その他各種委員会など多数経験されており、鏡先生が適任である

と思いますので、会長に推薦をさせていただきます。

(司会)

ただいま菅井委員より、会長に鏡委員を推薦いただきましたがいかがでしょうか。

(異議なし)

(司会)

それでは、鏡委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(鏡委員)

はい、了解しました。ありがとうございます。

(司会)

ありがとうございます。鏡委員に会長のご承諾をいただきましたので、鏡委員に会長をお願いしたいと存じます。それでは鏡会長、会長席にご移動をお願いいたします。

(会長席へ移動)

(司会)

それでは鏡会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(鏡会長)

改めましてありがとうございます。皆様のご推挙により会長職を仰せつかることになりました法政大学大学院の鏡でございます。先ほどご挨拶でもさせていただきましたけれども、私は元々自治体職員を34年間やっております、その中で公的な施設のあり方等は実務でも大変憂慮したところがあります。ある目的を持って制度を作って施設を作るんですが、その後法律等が変わることによって、あるいは社会変化によってですね、施設のあり方が当初の目的とは異なった方向に行くということがあるということです。この三山園についても、様々な問題を抱えていると認識しておりますので大役ではございますけれども、私なりに全力を尽くしていきたいと思いますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(司会)

ありがとうございました。次に副会長の選任でございます。審議会条例第6条の規定により、副会長は会長の指名となっておりますことから、鏡会長に指名をお願いいたします。

(鏡委員)

それでは、会長の指名ということでございますので、副会長については弁護士であり、様々な法律関係にお詳しい徳永委員に副会長をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(司会)

それでは徳永委員、副会長をお引き受けいただけますでしょうか。

(徳永委員)

はい、お引き受けいたします。

(司会)

ありがとうございます。それでは、徳永副会長、一言ご挨拶をお願いいたします。

(徳永副会長)

会長をサポートして円滑、活発な審議に努めたいと思います。よろしく願いいたします。

(司会)

続きまして日程4、諮問書の手交でございます。

(松戸管理者)

特別養護老人ホーム三山園のあり方について諮問。このことについて、四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。記、介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について。よろしくお願いいたします。

(諮問書を管理者より会長へ交付)

(司会)

なお、松戸管理者におきましては、本日、所要がございますため、これをもって退席させていただきます。

(松戸管理者退席)

(司会)

それでは鏡会長、進行の方よろしく願いいたします。

(会長)

それでは次第に従いましてですね進行させていただきますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。まず、日程5の傍聴定員の決定について事務局よりご説明をお願いします。

(村山事務局長)

それでは傍聴の定員についてご説明させていただきます。資料④「四市複合事務組合審議会等傍聴規則」をご覧ください。第2条におきまして「審議会等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。」と規定していることから本審議会における傍聴定員を会長に定めていただきたいと存じます。本日は船橋市の広い会議室をお借りできましたが、この会議室より狭い福祉ビル6階の会議室にて審議会を開催することもございますので、10人が限度と思慮されます。会長による定員の決定をお願いいたします。

(鏡会長)

ただいま事務局の方からご説明がありましたとおり、会場の広さや審議の内容についての一般的な関心度から勘案しまして、ご提案の通り10名が適当であると考えます。本審議会の傍聴定員は10名と決定させていただきます。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(鏡会長)

ありがとうございます。

(村山事務局長)

本日の傍聴希望者はありません。

(鏡会長)

ありがとうございました。それでは、次の日程6に入りたいと思います。日程6の会議の公開、非公開及び議事録について事務局からご説明をお願いします。

(村山事務局長)

それでは、会議の公開と議事録についてご説明させていただきます。資料⑤「会議の公開、非公開及び議事録について」をご覧ください。

初めに会議の公開の取扱いです。四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会は原則公開といたします。ただし、会長が四市複合事務組合情報公開条例第26条各号のいずれかに該当すると認められるとき又は委員からその旨の指摘があったときは、会議に諮り、全部又は一部を非公開とするものといたします。

次に議事録です。会議の議事録は事務局が議事録案を作成し、発言者に内容の確認を行った上で、会長が承認することにより確定するものといたします。

議事録は原則公開といたします。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められるとき又は四市複合事務組合情報公開条例第7条各号に該当するときは全部又は一部を非公開といたします。ご審議の程、よろしく願いいたします。

(鏡会長)

ただいまの事務局のご説明について何かご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいですか。特にご質問がないようなので、事務局案のとおり決定したいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして日程7の事務局からの説明となりますが、まず、「①四市複合事務組合について」それから「③関係市の動向について」までの説明をお願いします。

(白土管理次長)

それでは資料⑥「第1回 四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会説明資料」をご覧ください。

1枚お開きいただき、この資料には1. 四市複合事務組合について 2. 特別養護老人ホームの位置づけについて 3. 関係市の動向について 4. 特別養護老人ホーム三山園について 5. 三山園あり方検討審議会について について記載しています。まずご説明いたしますのは、1. 四市複合事務組合についてから 3. 関係市の動向についての3つとなります。

それでは、2ページをご覧ください。四市複合事務組合の説明となります。四

市複合事務組合は特別地方公共団体であり、市町村等が行う事務の一部を複数の市町村等が共同で行う目的で設立する一部事務組合です。

3、4ページは一部事務組合の法的根拠となります。地方自治法の第1条の3、第284条と第292条を抜粋して記載しています。

5ページをご覧ください。四市複合事務組合の概要です。四市複合事務組合の設立は昭和45年10月31日で、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市の4市で構成されています。

6ページをご覧ください。組合議会は毎年2月と8月に開催され、主に2月は予算、8月は決算の審議を行っています。また、組合の共同処理する事務として、三山園の設置及び整備並びに管理及び運営に関することと、斎場の施設の設置及び整備並びに管理及び運営に関することと規定しております。

7ページをご覧ください。組合経費の支弁の方法として、歳出に対し、使用料、負担金、補助金及びその他の収入で賄えない部分を関係市の分賦金を充当しております。関係市の公費負担である分賦金の負担割合を三山園並びに斎場の設置及び整備に関することは、均等割3割、人口割7割、三山園の管理及び運営に関することは、均等割3割、人口割4割、入所者割3割、斎場の管理及び運営に関することは、均等割3割、人口割3割、利用者割4割とされています。

8ページをご覧ください。三山園及び斎場2施設の計3施設の配置図となります。

9ページは組合の組織図となります。

10、11ページは組合の沿革となります。昭和45年10月に組合の前身である老人福祉施設組合が設立、昭和47年6月に三山園の事業を開始、昭和52年4月に四市複合事務組合に名称を変更し、斎場事業を組合の事務に追加しました。平成12年4月に介護保険法が施行され指定事業所となり、施設基準に適さない老朽化した施設の建て替えを行い平成16年4月に完了しました。平成18年4月の介護保険法の改正により認知症専用通所介護施設が認知症対応型通所介護施設となり定員が10人から12人に拡大し現在に至っています。また、令和元年10月に組合の2つ目の斎場として習志野市茜浜にしおかぜホール茜浜の運営を開始しました。

12ページからは特別養護老人ホームの位置づけになります。

13ページをご覧ください。老人福祉法における特別養護老人ホームは、「福祉サービスを必要としている人に対して、行政が指定した老人ホームに利用者を入所させる」という措置制度に基づいたもので、利用者にサービスや施設を選択する権利はなく、行政処分として入所させていました。

14ページをご覧ください。介護保険制度の導入についてです。老人福祉法における問題点として、市町村がサービスの種類、提供機関を決定するため、利用

者がサービスの選択をすることができない。所得調査が必要なため、利用に当たって心理的抵抗感が伴う。市町村が直接あるいは委託により提供するサービスが基本であるため、競争原理が働かず、サービス内容が画一的となりがち。本人と扶養義務者の収入に応じた利用者負担となるため、中高所得層にとって重い負担となる。などが挙げられています。

次ページをご覧ください。導入の背景としまして、高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化などの介護ニーズの増大。核家族化の進行、介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況の変化。従来の老人福祉・老人医療制度による対応の限界。などから、先ほどご説明した老人福祉法の問題点の解決も含めて高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして、1997年に介護保険法が成立し、2000年に介護保険法が施行されました。

16ページをご覧ください。介護保険法の基本的な考え方は、自立支援として、単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援する。利用者本位として、利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度。社会保険方式として、給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用するとされています。

17ページには、介護保険法第8条第27項を抜粋して記載しています。この条項において介護老人福祉施設が定義されています。

18ページをご覧ください。介護保険法施行後は利用者がサービスや施設を選択し契約する制度となりました。介護保険法の施行により「行政処分」から「契約」に変わりました。

19ページをご覧ください。特別養護老人ホームの設置状況です。千葉県内の特別養護老人ホームの施設数は介護保険法施行前の平成11年度までは137施設だったのが、平成12年度以降に373施設増加し、令和4年4月1日現在510施設となっています。

20ページをご覧ください。国の動向です。三山園は地方公営企業ではありませんが、地方公営企業と地方公共団体の会計区分の概要を記載しています。

次ページをご覧ください。近年の動向です。平成21年4月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行されたことに伴い、事業の特性を勘案しつつ抜本的改革の推進を行うことが望まれる。抜本改革の検討に当たっては、事業そのものの意義、供給しているサービス自体の必要性について検討する必要がある、意義、必要性がないと判断された場合には、速やかに、廃止等を行うべきである。また、事業の継続、サービスの供給自体が必要であると判断された場合であっても、採算性の判断を行い、完全民営化・民間への事業譲渡等について検討する必要がある。」とされています。

22 ページでは介護サービス事業は法非適用となっておりますが、任意適用事業の簡易水道、市場、介護サービスなどの事業について地方公共団体は自主的に適用することが望まれていると規定されています。

23 ページは介護サービス事業の全国的な取組みの状況です。平成21年4月2日から令和3年3月31日までに公営企業の抜本的な改革の取組により、事業廃止が105件、民営化・民間譲渡が108件、指定管理者制度が74件となっております。

24 ページからは関係市の動向についてです。まず、統計についてです。関係4市の面積は179.06㎡で、令和4年4月1日現在の人口は1,134,271人です。

次ページは高齢者数です。

26 ページで関係市の人口構成の推移をグラフ化していますが高齢化率が伸びているのが分かります。

27 ページは高齢者数の推計で高齢者の増加が予測されています。

28 ページは要介護認定者数となります。

29 ページは関係市の要介護認定者数の推移をグラフ化しています。

30 ページは要介護認定者数の推計をグラフ化しています。高齢化に伴い増加が見込まれています。

31 ページをご覧ください。令和4年4月1日現在の関係4市内の特別養護老人ホームの設置数は、全体で72施設、4,561床となっております。公設公営は三山園の1施設のみ、指定管理者制度は船橋市の1施設のみとなっております。

32 ページは千葉県内の状況です。510施設あり、うち公設公営は三山園を含めて3施設、指定管理者制度は3施設となっております。平成15年4月1日現在で公立施設は10施設ありましたが令和4年4月1日までに民営化など4施設ありました。

33 ページをご覧ください。関係市における特別養護老人ホームの開設状況です。介護保険法施行前の平成11年度までに開設した施設は18施設でしたが、平成12年度以降に54施設増加し、令和4年4月1日現在、72施設となっております。

34 ページをご覧ください。関係市内の今後の開設予定ですが、令和4年度に船橋市、八千代市に1施設ずつ、令和5年度に鎌ヶ谷市に1施設、令和6年度に鎌ヶ谷市に1施設が予定されています。

35 ページをご覧ください。令和4年4月1日現在の関係4市内の通所介護設置数です。合計333施設となっており、このうち三山園と同様の認知症対応型通所介護は合計で17施設となっております。

以上で、四市複合事務組合について、特別養護老人ホームの位置づけについて、関係市の動向についての説明を終わります。

(鏡会長)

ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明ですが、委員の皆様から何かご意見、ご質問ございませんか。

(糟谷委員代理人岡崎課長)

よろしいですか。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(糟谷委員代理人岡崎課長)

八千代市でございます。前回の組合の議会で事故による損害賠償の承認が議案に上がっていましたが、三山園におけますその他の事故の発生状況はどのようになっているのでしょうか。

(渡邊事務長)

現在具体的なデータを持ち合わせておりませんので次回にご説明をさせていただきますと思います。

(鏡会長)

ありがとうございました。その他ございませんでしょうか。徳永委員。

(徳永委員)

徳永です。32ページの資料の事に関してちょっとお伺いさせて下さい。

平成15年4月1日現在、公設施設は10施設であったところ、令和4年4月1日現在、民営化3施設、廃止1施設で4施設減りました。残り6施設のうち公設公営の3施設と指定管理者制度3施設という理解でよろしいでしょうか。

あと1点ですね、平成15年4月1日現在の10施設というのは、元々は全部公設公営だったのが途中で指定管理者に変わったのは3施設というのはあるのかどうか。今ある指定管理者制度の3施設は、前は公設だったのが指定管理者に変わったという経緯があるのかどうかをお伺いしたいんですが。

(鏡会長)

発言はお名前をおっしゃってから発言していただけますか。事務局ですか。はい、お願いします。

(村山事務局長)

当初から指定管理の施設もありました。具体的にですね今資料はございませんので、次回に回答させていただきたいと思います。

(鏡会長)

徳永委員よろしいですか。はい、わかりました。ではそのようにお願いします。他にいかがでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

(島本委員)

習志野市の島本です。令和3年度から構成市で分賦金を三山園の運営に対しても支出しておりますけれど、今後の負担金の推移っていうものを出しているのであれば教えていただきたいと思います。

(鏡会長)

はい、事務局。

(村山事務局長)

ただいま今後の推移について資料等ございませんので、これにつきましても次回説明させていただきたいと思います。

(鏡会長)

はい、よろしくお願いします。他には。

(西尾委員)

今回の検討自体が、三山園の設立当初と現在で大きく状況が変わっているのので、その状況の変化に対してどう考えるかということだと思います。今だいたいデータをご紹介いただいているのは直近5年などが多いかと思います。開設当初とどう変わっているのかを見たいと思います。各年で全部のデータを揃えとなると大変だと思いますので、そうでなくてもよいので、開設当初の状況と現在までの推移、経緯が分かるような資料を用意していただけるとありがたいと思います。

(鏡会長)

これは今ということじゃなくて、資料ということで、はい、では資料要求ということでもよろしいでしょうか。

(村山事務局長)

次回これにつきましても説明させていただきます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。よろしければ次のですね、次の「④特別養護老人ホームについての概要、職員体制、利用状況、収支、経営再建計画等について」ご説明をお願いします。

(白土管理次長)

資料⑥の36ページをご覧ください。4特別養護老人ホーム三山園についてご説明させていただきます。まず、概要です。三山園は昭和47年6月1日に船橋市三山2丁目3番2号で事業を開始し、その後、平成16年3月15日に建て替えが完了しました。現在の施設の1階は事務室、会議室、厨房などの管理部門と通所介護事業所、2階は医務室、静養室と4人居室9室、2人居室8室と個室が8室、3階は主に認知症の利用者の居室となっていて、4人居室9室、2人居室8室と個室が4室となっています。

37ページをご覧ください。三山園は従来型であり4人部屋もあります。

38ページは、事業概要になります。介護老人福祉施設は開設当初から定員100名、現在の各市のベッド割は船橋市47床、習志野市18床、八千代市20床、鎌ヶ谷市15床となっています。短期入所生活介護は開設当初定員3名でしたが施設建替後から20名となり、通所介護は施設建替後に認知症専門通所介護として定員10名で開始し、平成18年4月に介護保険法の改正に伴い認知症対応型通所介護の12名となりました。

39ページは、理念として、「利用者の意思及び人格を尊重する」、「利用者の立場に立ち、自立した日常生活を支援する」、「明るく家庭的な雰囲気の中で、優しく丁寧な介護に努める」を基本とし、公立施設としてサービスの質の向上を図るとともに、重度の認知症にも対応できるようパーソンセンタードケアを目指していますが、現状実施できていない状況です。

40ページは、医療体制です。隣接の社会福祉法人恩賜財団済生会 千葉県済生会習志野病院に協力病院をお願いしています。

41ページで、協力病院のほかに精神科医として医療法人社団ほっきたなら駅上ほっとクリニックをお願いし、歯科医として医療法人社団康樹会(こうきかい) 海岸歯科室をお願いしています。

42ページからは職員の体制です。まず、令和4年4月1日現在の特養部門の職員数です。看護師が12名、介護員は37名、その他の職種を併せまして62名が配属されており、うち常勤職員が37名、会計年度任用職員が21名、派遣職員が4名となっています。会計年度任用職員とは1会計年度の任期中で採用される職員で、いわゆる非常勤・パート職員を指します。

43ページは通所部門の職員数です。相談員は2名、介護職員が5名、運転手が3名の合計10名が配属され、うち常勤職員2名、会計年度任用職員7名、派遣職員1名となっています。相談員のうち1名がデイサービスセンター長となり、特養の管理栄養士と理学療法士が兼務しております。

44ページは職員の平均年齢になります。常勤職員が44.3歳、会計年度任用職員が51.6歳となります。このうち看護職員は49.7歳、介護職員が44.2歳となっています。

45ページは採用時の平均年齢となります。常勤職員は34.4歳で、このうち看護職員が39.6歳、介護職員が34.3歳で採用されています。三山園は中途採用者が大半を占めます。

46ページは平均勤続年数です。常勤職員は9.9年で、このうち看護職員は9.9年、介護職員は7.7年です。会計年度任用職員は5.1年で、このうち看護職員は2.8年、介護職員は5.4年となっています。勤続年数の構成をみますと、看護職員は8割が6年未満となっており、次ページの介護職員についても6年未満が6割以上を占めております。

48ページは常勤職員の退職者数です。看護職員は平成28、29年度に4名ずつ退職しており、介護職員は令和元年度に7名と多く退職し、毎年3・4名が退職しています。また、退職者の平均勤続年数は、4.9年、このうち看護職員は4.0年、介護職員は5.3年となっています。勤続3年未満の退職者数は25名で65.8%、うち1年未満は11名で28.9%もいました。

49ページからは三山園の利用状況となります。令和3年度の延人数は35,412人で利用率97.0%、全国平均利用率の96.4%を若干上回っています。また、延人数から入院等人数を除いた人数は33,983人で1日平均93.1人でした。

50ページの要介護度別の令和3年度では要介護度1が1.1%、要介護度2が3.2%、要介護度3が20.3%、要介護度4が45.1%、要介護度5が30.5%で平均要介護度は4.01となっていました。

51ページの入退所者数の令和3年度では入所者数25名、退所者数35名で大きく入所者数を退所者数が上回っていました。これは、新型コロナウイルス感染症の関係で、退所者があっても入所前の面接等が実施できず入所者を迎えることができなかったことなどによるものです。

52ページは措置の受入件数です。例年1名から4名の受入を行っています。また、令和4年4月1日現在の生活保護者の入所者数は船橋市3名、習志野市2名、八千代市2名、鎌ヶ谷市8名の合計15名を受け入れています。

53ページは待機者の状況です。令和3年度は166名、うち船橋市が92名、習志野市が48名、八千代市が15名、鎌ヶ谷市が7名、その他が4名となっていて、鎌ヶ谷市は毎年一桁となっています。待機者が1番多かったのは平成23年度の302名でした。

54ページからは短期入所生活介護の利用状況です。令和3年度の利用者数は430名で利用日数6,142日、利用率は84.1%で全国平均利用率の75.7%を上回っています。関係市別では船橋市は250名で3,698日、習志野市は175名で2,413日、八千代市は1名で15日、その他は4名で16日、鎌ヶ谷市の利用はありませんでした。

55ページは要介護度別の利用実績です。令和3年度の平均要介護度は3.60でした。

56ページからは、認知症対応型通所介護の利用状況です。令和3年度の利用者数は272名、利用日数2,529日、利用率は87.1%でした。うち船橋市の利用者数は206名、習志野市66名で、八千代市と鎌ヶ谷市の利用はありませんでした。短期入所と通所介護については、八千代市、鎌ヶ谷市の利用がほとんどない状態となっております。

57ページは要介護度別の利用実績です。令和3年度の平均要介護度は2.65でした。

58ページは三山園全体の利用状況をグラフ化したものです。

59ページでは繰越金、内部留保金の推移です。平成21年度は翌年度繰越額が7,922万4,555円で、繰越金増減額が2,192万2,683円だったのが、平成22年度以降、繰越金増減額がマイナスとなり、平成28年度予算作成時にこのままでは内部留保金が無くなる危機から、後ほどご説明しますが「三山園経営再建計画」を平成28年10月に策定し、繰越金増減額がプラスになりましたが、令和元年度に船橋労働基準監督署からの是正勧告を受け再度、繰越金増減額がマイナスとなりました。令和3年度で繰越金増減額がプラスになっているのは関係市に管理運営費の分賦金を5,600万円お願いしたことによるものです。

是正勧告の内容について60ページでご説明いたします。令和元年6月4日付で船橋労働基準監督署より是正勧告書と指導票により是正勧告を受けました。概要といたしましては①仮眠時間4時間分の未払賃金を支払うこと。②タイムカードの打刻時間、勤務時間及び自己申告による時間外命令簿の相違について、実際の労働時間を把握し、未払賃金がある場合は支払うこととされました。

6 1 ページをご覧ください。是正勧告の経緯といたしまして、三山園開設当初より、夜勤時における仮眠時間の取り扱いについては、職員との合意のもと、勤務時間に含めず、夜間勤務手当とは別に夜間介護手当を支給することとしていましたが、令和元年5月1日採用の介護職員より、仮眠時間を労働時間としないことは違法であるとの指摘があり、当該職員が船橋労働基準監督署に通報し、是正勧告を受けました。組合としては、是正勧告を真摯に受け止め、船橋労働基準監督署の指定の平成31年1月までの6月分ではなく賃金請求権の消滅時効である2年間遡及し、未払分を退職者を含めて支払うこととしました。

6 2 ページは遡及支払額です。令和元年度に平成31年1月から令和元年6月までの6月分、1,445万5,440円、令和2年度に平成29年6月から平成30年12月までの18月分、5,368万2,510円の合計6,813万7,950円を支払い、平成31年度末に約9,650万円あった繰越金が令和2年度末には約1,600万円まで減少しました。これにより、令和3年度から運営経費につきましても関係市に分賦金をお願いすることとなってしまいました。

6 3 ページは関係市分賦金の推移です。管理運営費は関係市との協議において介護報酬で賄うこととしており、令和2年度まではいただいておりますが、令和3年度から負担をお願いしています。令和4年度予算では、本部経費にあたります共通経費が6,421万2千円、三山園の運営費にあたります管理運営費が3,324万2千円、施設建替えの際などに借入れました起債の償還金が3,823万円の合計1億3,568万4千円の負担をお願いしています。

6 4 ページはサービス収入、介護報酬の状況です。特別養護老人ホームでは、3億9千万円程度、短期入所生活介護では、6,900万円程度で推移しています。通所介護では、平成30年度の3,060万円から平均要介護度の低下に伴い、徐々に下がり、令和3年度の見込みでは2,810万円となっています。

6 5 ページからは人件費です。歳出総額に占める人件費率は60%程度、起債償還金を除く歳出に占める人件費は令和2年度までは69%程度で推移し、令和3年度は65.4%となっています。

6 6 ページはサービス収入に占める人件費率で、70数%程度で推移し、全国平均人件費率の63.6%を大きく上回っています。令和3年度の平均年収は全職員では539万円、介護職員では554万円となっています。

6 7 ページは特殊勤務手当です。四市複合事務組合職員の住居手当等の支給に関する規則第4条で規定されており、夜間介護手当は夜勤1回9,800円、経営再建計画から支給いただきました夜間待機手当はオンコール1回1,000円、施設長や看護師長、介護士長、介護リーダーなどの役職に応じて業務手当を月額で支給しています。

6 8 ページは、介護福祉士、社会福祉士、看護師などの資格に応じて介護福祉

手当を月額で支給しています。また、年末年始手当として12月29日から1月3日に勤務した場合1回5,000円を支給し、プロジェクト手当として重要事項の調査研究、計画の策定及び遂行などで月額2万円以内の支給を新設しています。

69ページは光熱水費の状況です。70ページのグラフもご覧いただきますと電気料、ガス料、水道料、下水道料とも右肩上がりとなっています。

71ページからは、三山園経営再建計画です。まず、作成の経緯です。三山園の運営費については介護報酬で賄うこととしてきましたが、平成22年度から赤字運営が常態化してきて、介護報酬だけで賄うことができない見込みとなりましたことから、四市複合事務組合議会の承認のもと、平成28年10月に三山園経営再建計画を策定しました。

72ページからは計画の概要と現状の取り組みです。公の施設としての役割として、高い医療ニーズの対応につきましては済生会習志野病院医師の往診、精神科医師の往診、歯科医師の訪問治療を行っています。生活リハビリの取り組み、認知症施策の取り組みにつきましては、計画策定後の新規の取り組みはできていません。

74ページ、地域福祉への寄与を行うにつきましては、平成31年に近隣事業所等の参加も含めた認知症講演会を開催するとともに、近隣住民も参加できる認知症カフェを年6回開催しました。現在は新型コロナウイルス感染症により中止しています。この他に措置や緊急ショート受け入れを可能な限り受け入れを行っています。

75ページは運営のための財源確保です。

76ページをご覧ください。関係市の負担により、今後の施設修繕や高額備品の購入に備え施設等整備基金を設立して年額1,600万円を平成29年度から予算計上しましたが、令和3年度からは新型コロナウイルス感染症による関係市の財政状況を考慮し、予算計上を見送っています。自己財源としては介護報酬の新規加算の取得として、日常生活継続支援加算、口腔衛生管理体制加算、口腔衛生管理加算、精神科医療養指導加算、療養食加算で年額、約1,800万円を新たに取得しましたが、介護職員処遇改善加算は未取得で計画より約750万円の減額となっています。園長、事務長を三山園職員から登用するまで事務局からの派遣として事務局経費で負担することについて、事務長につきましては、平成29年度、30年度の2年間の負担のみで平成31年度より三山園職員から登用できました。園長につきましては、平成29年度から令和3年度の5年間を超える令和4年度についても事務局負担としております。

78ページは介護サービスの質の向上です。職員の労働環境の改善のため、入所者120名に対する看護職員と介護職員の配置人数を最低基準である3対1

から2.5対1にし、職員40名を48名に増員するとともに、資格手当を新設し、介護福祉士を増員すると計画しましたが、現状として、派遣職員を含める看護職員、介護職員の職員配置は、利用者実績では2.62対1、定員120名に対しては2.86対1となっています。

80ページは職員給与費の削減です。勤続年数6年以上の職員について基本給を6%から12%減額し、手当では地域手当の支給率を12%から6%、勤勉手当を1.2カ月分削減の減額を行い、また、職種に応じて2つの給料表を適用していましたが給料表を一本化するとともに、1年間の昇給幅を4号給から2号給に下げる独自の昇給基準を作成することについては、計画通り実施済みです。また、増額になってしまいますが計画にはない年末年始手当、夜間勤務手当を支給しています。

82ページは職員の責任の自覚に向けた取り組みです。各部門の責任者としてその職務に応じた管理責任手当を新設し、組織内の指揮命令系統及び責任体制を明確にする。三山園職員から園長を登用できるように組織の見直しを図る。職員が自ら三山園の重要課題に取り組むプロジェクトを立ち上げたときに支給する手当を新設することについては計画通り実施済みです。ただし、現在プロジェクト手当の支給対象者はいません。

以上で、特別養護老人ホーム三山園についての説明を終わります。

(鏡会長)

ありがとうございました。ただいまの事務局からのご説明に対して、各委員の皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いします。

はい、西尾委員ですか。

(西尾委員)

公の施設としての役割を果たしているのかどうかということについてお聞きしたいのですが、39ページに理念が書かれていて、「公立施設としてパーソンセンタードケアを目指している」とあります。これが実現できていれば公立施設としての役割を果たしているということになるかと思いますが、できていないというご説明でした。

もう1点、72ページに計画の中で「公の施設としての役割」を掲げているところがあって、ここでいくつか掲げている中の「生活リハビリ」、「認知症施策」、「認知症カフェ」については現在できてないというご説明であったと思います。

すなわち、理念や計画において「公の施設としての役割」と位置付けていることが実現できてないのではないかと思うのですが、そこはどのように解釈したらよろしいでしょうか。

(鏡会長)

はい、どうぞ事務局。

(村山事務局長)

39ページですね、理念のパーソンセンタードケアにつきましては、一時、浜松医科大学の教授と共同研究をしようということで準備等は進めていったんですが、実施には至っていないということに現在なっております。

それからですね、72ページの再建計画の施設としての役割、高い医療ニーズへの対応ということで73ページにも書いてありますけれども、医療機関との契約であったりとかそういう部分についてはですね、済生会習志野病院の医師が週3回往診に来てもらっているとかですね、そういった対応を行っております。そういう面では充実はされています。ただそれ以外の関係については、なかなか対応はしているといったところまではいってないような状況でございます。

(鏡会長)

はい、いかがですか。よろしいですか。

(西尾委員)

実現できていないということはお説明で分かったのですが、それをどう解釈したらよいのかということところです。本来はどこかが果たさなければならない役割で、民に任せているとできないから公で達成していこうというふうに作られたのかと思いますが、それができてないということはどうやって考えたらよいのでしょうか。公設では成り立たないということですか。

(鏡会長)

ご質問はあれですよ。パーソンセンタードケアを掲げ、事業が上向きになるような計画を立てているのも関わらず、それが実現できてないと。そうするとその公で果たすべき役割を果たしていないんじゃないか、それはなぜかということですよ。

いかがでしょうか。

(村山事務局長)

本来であればそこに取り組んでですね、各民間の施設にそこらへんの内容も降ろしていく、そんなこともしていこうとしていたわけなんですけども、なかなかそこに取り組むまでのスキルに至っていないということが現状となっております。ご指摘の様に本来であればやらないといけないことができていないと

いう状況です。そこも含めましての検討になろうかと思えます。

(鏡会長)

というご説明ですが、私も多分そういうこともあるかもしれないなということと、今の三山園の入所者に対する職員は2.6ですよね。今の通常の特養は2を割っている特養もかなりあって、そういう意味では入所者に対して比較的手厚いケアを行っているっていうのが今の多くの特養の特徴でもあるかなと。そういう意味では施設の人数がちょっと多いかなっていうところですね。となるとその多い人数の中で1人に対して受け持つ入所者の数が多いとなれば、それに対する手当てする時間は当然少なくなったり、中身の問題に影響してくるかな。それが多分そのパーソンセンタードケアということと影響してるのかなと私は思いましたが、それはちょっと私の推測ですけどもそれが当たってるかどうか分かりませんが、というような。

(村山事務局長)

付け足させていただきます。現状の利用者に対する介護でですね、食事介助であったり入浴介助であったりとか、そういった生活の介助で目いっぱいになっているところが現状となっております。そこについては効率的に介助を行ってですね、余力時間を作った中で新たに取り組んでいこうということも考え、対応、実施しようということも取り込んでいたんですけども、なかなかそこがですね、うまく回っていかないと。それは人数的なところもあると思います。民間ですと先ほど会長の方でもおっしゃった2対1ぐらいあたりを目標にしているところがですね、組合では2.6対1であったりとかそういったところで留まっているということも1つの要因となっております。それによって人を増員するとですね、現在でも人件費率は民間と比べて高い水準でありますので、運営的にもきつくなるということが現状となっております。

(鏡会長)

わかりました。確かに職員の人数が多ければ多いほどきめ細やかな運営ができる。ただし、それによる運営費が高くなるというような状況でそれによるジレンマがあるというお話ですね。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、どうぞ徳永委員。

(徳永委員)

徳永です。まず資料の読み方を確認させてください。今出た給与体系、職員の給与の話に関連して、(5)の三山園再建計画の方でご説明いただいた資料の8

0 ページ、81 ページには、現状、基本給の減額、手当の減額、一本化、独自の昇給昇格基準の作成をしたとありますが、これが経営再建計画の結果こうなりましたという記載になるかと思います。

その後の令和元年6月4日に労働基準監督署からの是正勧告が入ったというところで、時系列でいうと60ページに戻って、結局仮眠時間4時間分の未払賃金支払うことというところの指摘があって、そこは是正勧告を受けてそれに真摯に受け止めて支払うことにしたという流れがある。

とすると、その後の66ページ、67ページに平均年収とか特殊勤務手当とありますけど、これが今現在の給与体系ということで基本給があって現在も指摘を受けた時間外の割増賃金を払いつつ、この特殊勤務手当を払い続けている、そういう理解でよろしいでしょうか。

(村山事務局長)

その通りでございます。ただそれのみの要因ではなくて、基本給自体も高いとかですね、そういった要因もございます。

(鏡会長)

なかなか現場からはお話しづらいかもしれませんが、公設民営施設の昭和40年代50年代にあった時の特徴として、給与表を自治体の給与表あるいは社会福祉協議会の給与表を使っているパターンが多かったんですよね。だから今の介護報酬に見合うような報酬体系っていうのは当時なかったので、当時比較的高い給与表を使っていたというのが実態だと。その中で何回か見直しをされてると思いますけども、とはいえ一般的に言うと比較的給与が高いと。平均の年収等を見てもやっぱり高いですよ。クラフトユニオン等の資料ではたぶんそこから100万円ぐらい下がっているようなものが今の介護職員の平均給料だと思いますので、それからすれば高いという状況かもしれません。というのと資料にもあるとおり、59ページの各市の分担金はこういう運営状況の中で公的な施設であったから公金をそれぞれの自治体が負担してますけども、これもそもそもこういう構造はやはり介護保険制度の中ではあったらいけない話だというふうに思っているわけです。だからこういう歪んだ構造になってしまうと。多分そうなってくると職員の方の給与を大幅に下げるか、あるいはさらに多くの要介護度が重い入所者を取らなければならないとか、あるいはそれぞれの加算を取っていくとか、様々な変化を求めていかないと維持できないだろうなというのは思うところでありまして。多分ここが一番大きなですね、費用と質と社会的なその役割というところが一番大きな問題かなという風に思っています。

ちょっと1点だけ伺いたいんですが、資料なかったのですが、認知症の人の割合っ

てどのくらいなのでしょうかね。多分ほとんどが認知症になってると思いますけど。もし分かったら教えてください。

(村山事務局長)

利用者の90数%は認知症になっております。軽い重い合わせてですね。

(鏡会長)

当初予定されていなかったと思いますけど、それが段々と認知症になってきて職員の対応が更に更に負担が増すというそういう事態もありますよね。とはいえ運営経費の関係で人員を増やすことはなかなか難しいと思う。そういうジレンマの中での施設運営だと思います。

あともう1点聞きたかったのは、比較的入所者の年齢って若いんじゃないかなと思ったんだけど、これは何か理由があるんでしょうかね。

(村山事務局長)

毎年4月、10月に利用者の受付をいたしまして点数化して、それによって点数の高い方から入れていくというようなことをしております。また、関係市からの措置の依頼であったりとかそういった方は年齢に関係なくですね、若い方であったりも入所するっていうこともありますので、そういった措置関係であれば比較的若い方が入ってくるのかなど。ただ、それは年間入ってくる人数としても3件であったり4件であったりとかそんな人数でありますので、その要因としては少ない理由にはなると思います。

(鏡会長)

なるほど。厚労省が各都道府県に入所に係るガイドラインを作成してくださいというのが10年ぐらい前出てるんですけど、それで言うと経済状況とかあるいは暮らし方ですね、一人暮らしをしてるとか虐待してるとかそういう要因も入所のポイントに加算されるような仕組みになってると思いますので、そういう意味ではその要介護度だけじゃなくて居住環境であるとか経済的要因というのも入ってくるんだと思います。それが多分公設施設として特に4人部屋が中心となった施設としての入所者の年齢の低さに繋がったのかなど。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ鈴木委員。

(鈴木委員)

鈴木です。2つありまして、1つ目といたしましては、59ページで繰越金の推移をご提示いただきましたが、それだけでなく3期分程度の収支計算書をご

提示いただくことは可能でしょうかということと、あとは76ページでこれは個別的な事ですけれども、処遇改善加算が未算定の理由というのはどのような理由なのでしょうか。以上です。

(鏡会長)

いかがでしょうか、事務局から。はい、どうぞ。

(村山事務局長)

3期の収支については、ご提示は可能でありますので次回資料をお配りしたいと思います。それからもう1点76ページ処遇改善加算につきましては、介護処遇改善加算を獲得出来る条件といたしまして、前年度との所得の比較ですね、どのくらい金額が上昇したかによって、加算対象となるかならないかということになります。三山園の方ですね、再建計画で給料等の削減は行ったんですけどもそれと同時にですね、手当の支給をしております。それが10月から支給いたしております、結果的にですねそれが前年度と比較して上昇幅の枠には該当しないということが理由でございます。

(鏡会長)

ありがとうございました。他によろしいですか。はい、どうぞ網島委員。

(網島委員)

網島です。これから改善計画をするに当たって、施設の中をこういうコロナですけれど見ることはできるのでしょうか。例えば今認知症デイが12人ですか、やってるんですけどこれを普通のデイサービスにするとちょっと違うかなと思うんですけど。それには面積とかいろいろあるので、ハードの面でこれはできないということになると話がまったく別なので。

それから稼働率なんかはもう十分ほどほどいってるみたいなので、そうするとこれを改善計画するといってもどこをどうやって直していけばいいかよく分からないですけど。そういうのでハードを1回見せてもらって、どのようにしたら、もしかしたら改善計画ができるかどうかというのが分かるかなと思ったんですけど。コロナがあるのでなんとも言えないですけど。

(鏡会長)

はい、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(村山事務局長)

施設の見学につきましては、例えばエプロン、キャップ、フェイスシールドとかですね、そういった感染防止の服装をご着用いただくことになると思いますが、見学の方は可能であると考えます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。よろしいですか。

(綱島委員)

はい。

(鏡会長)

では、また日程等調整していただいて、お願いします。

はい、どうぞ徳永委員。

(徳永委員)

職員の方の給与に関して、先ほどから民間よりも高いというお話が出ているところで、66ページの平均年収全職員539万円、介護職員554万円、この数字を見ると確かに高いというのは数字の上では分かるんですが、民間との比較の場合の民間の数字が出ていないので、その数字はご用意いただけたらありがたいです。

(鏡会長)

はい、どうぞ。

(村山事務局長)

平成元年度に調べたことがありまして、その時は100万以上の差はありました。ただ今回直近での確認はしておりませんので、これについても民間の施設等に問い合わせ確認をしていきたいと思っております。

(徳永委員)

平成元年度というと30年以上前ですか。

(村山事務局長)

すいません令和元年度です。

(鏡会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

(島本委員)

職員の現在の年齢構成などが資料で示されているんですけど、今後の採用方針あるいは、採用計画というものがあれば、次回お示しいただければなと思うんですがいかがでしょうか。

(鏡会長)

はい、資料要求ということですね。

(村山事務局長)

そこについても次回検討した結果を回答させていただきます。

(鏡会長)

他にいかがでしょうか。はい。

(西尾委員)

今、民間との比較というお話が出てきたのですが、人件費に限らず収支の内容や状況について、やはり他と比較したいという気がします。民間施設とも比較したいですし、他の公の施設とも比較したいと思います。公設公営で同じように組合でやっているところが一番よいと思いますが、比較できる他の施設の収支の状況を情報提供いただけると検討しやすくなると思います。よろしく願いいたします。

(鏡会長)

はい、じゃあこれも次回までによろしいですか。

(村山事務局長)

はい、次回ですね、問い合わせてみまして回答させていただきます。

(鏡会長)

ありがとうございました。まだまだご質問があるかと思いますが、あともう1つ議題がございますので進めさせていただきたいと思います。

次「⑤三山園あり方検討審議会について」これについて事務局からご説明お願いできますか。

(白土管理次長)

資料⑥の84ページをご覧ください。三山園あり方検討審議会についてです。背景といたしまして、三山園は老人福祉法に基づき、公費により措置入所を行う公助の制度下において運営をして参りましたが、平成12年度に介護保険法が施行されると利用者に対し、保険料を基にサービスの提供を行う互助の制度下での運営となりました。介護保険法施行後は、民間施設が増加し、三山園もこれまでの公費負担の施設という位置付けではなく、他施設同様に利用者との契約によりサービスを提供する施設となりました。現在、千葉県内510施設のうち、平成15年に10施設ありました公立施設は、公設公営が3施設、指定管理者制度による運営が3施設の6施設のみとなっています。このうちの公設公営1施設が令和5年度に民間施設がオープンすることに伴い令和4年度末で廃止となります。また、総務省が平成21年度より経営健全化の観点から地方公営企業の抜本的な改革に取り組んだことで、全国的にも公設公営の特別養護老人ホームの民営化が進んでいます。

次ページになりますが、介護報酬で賄ってきていました運営費について、令和3年度から関係市に負担金を請求せざるを得ない状況となり、介護保険制度の枠内における運営が困難となってきました。このことから、令和4年2月16日開催の令和4年第1回四市複合事務組合議会定例会に四市複合事務組合特別養護老人ホーム三山園あり方検討審議会条例を上程し、可決成立いたしました。

86ページに審議会の根拠としまして、地方自治法第138条の4第3項を抜粋して記載しています。この規定により三山園あり方検討審議会は附属機関として設置いたします。

87ページは委員の任期についてです。委員の任期は条例第4条の規定に基づき、諮問に対し、あり方検討審議会にて調査審議をしていただき、答申をするまでとされています。

88ページは諮問事項です。介護保険法施行後の状況の変化及び施設の現状等を踏まえた公設公営施設としての特別養護老人ホーム三山園の役割及び今後のあり方について諮問します。具体的には関係市のニーズを踏まえた公設公営としての役割や高齢者福祉への寄与、介護保険法施行下における特養のあり方と財政負担、今後の運営方法となります。

以上で、三山園あり方検討審議会についての説明を終わります。

(鏡会長)

ありがとうございました。改めてですねこの審議会に課せられた役割についてのご説明だったと思います。

これまでご説明していただいた内容それから今回の審議会に対するあり方の説明ということですが、質問を前に戻ってもかまいませんので、全体を通して何かございましたらお願いします。はい、どうぞ鈴木委員。

(鈴木委員)

最後の部分で三山園の役割とあり方ということですが、役割というのは公設公営の三山園の役割が民間にない役割や必要性などを財政負担と併せて検討するというところでよろしいでしょうか。

また、あり方というのは直営、指定管理、民間譲渡などの運営形態でどれが適切であるかということを検討していくということではよろしいでしょうか。お願いいたします。

(鏡会長)

はい、どうぞ事務局長。

(村山事務局長)

役割につきましては、民間にない役割であったりとかですね、民間ではできない役割を含めてそのように考えております。

また、あり方につきましても鈴木委員がおっしゃいました内容と考えております。

(鏡会長)

そういう意味では、大きく公設公営の施設の運営を継続していくかどうかということと、例えば譲渡とかという形になると公設公営というのが一旦終わるということになります。譲渡となるとどういう法人にお願いしていくのかという具体的な話になってくると思いますが、そこは恐らく事務局の方で様々なパターンを決められると思いますけども、基本的な方向性をこの審議会でも議論するということになると思いますが、具体的な話になると細々な話になるし、一人ひとりの職員の処遇や中に入っておられる入所者の環境の整備等も具体的に考えていかねばならないけれど、全体としての公設公営の施設のあり方を見直して1つの方向性を出していくということがこの審議会の役割ではないかと思えます。その上で何かご質問はありますか。

はい、どうぞ徳永委員。

(徳永委員)

今いただいた諮問事項のご説明の中で、1番ですね関係市のニーズを踏まえ

た公設公営としての役割というものがございます。こちらの関係市に三山園に対してどのような役割を求めるかというニーズの部分を明らかにお示しいただけるとありがたいです。

(鏡会長)

それは関係市の皆さんに次回までにまとめてきていただくということによろしいでしょうか。はい、お願いいたします。

他にいかがでしょうか。はい、どうぞ西尾委員。

(西尾委員)

介護保険制度の枠内で運営ができるかどうかということがテーマになっていますが、介護報酬では運営費が賄いきれない状況が出ているかと思います。直近2年では運営費が突出してしまって、分賦金が発生してしまっていると思います。分賦金の負担割合についてはご説明がありましたが、そもそも運営経費をどのように計上するのか、その計上方法や内訳を知りたいと思います。その資料提供をお願いできればと思います。

(鏡会長)

はい、事務局長お願いします。

(村山事務局長)

歳出に対して不足する歳入の赤字を関係市からの分賦金、負担金という形になります。初めに人件費や光熱費・委託料などの歳出予算を確定させまして、その後歳入の介護報酬や前年度からの繰越金、雑入、基金からの繰入金などを確定して、差し引いた不足分を関係市にご負担いただくというようなこととなります。

(西尾委員)

その内訳や計上の基準、例えば予備費も歳出予算の中に入っているのではないかと思います。予備費の計上の考え方などを確認したいと思いました。

(鏡会長)

それも次回でよろしいですね。次回までに用意をお願いします。他に意見はないでしょうか。

(村山事務局長)

確認をさせていただきます。現地の施設見学をさせていただきたいと思いますが、委員の方が一度にということは日程調整が難しいと思います。ですから個々に日程調整をさせていただいた中で、何班かに分けて見学していただくことになるかと思しますので、調整の方よろしくお願いいたします。

また、西尾委員からの資料要求なんですけれど、19ページから33ページまでの資料を三山園開設当時の昭和47年からのものを用意するということがよろしいでしょうか。

(西尾委員)

はい、全部でなくても良いですが、当時との状況の違いがわかるものがあると良いと思います。

(村山事務局長)

それにつきましても、いろいろ調べてみまして次回までにできる限り回答できるように努めさせていただきます。

(鏡会長)

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは次に日程8、その他ということですが、委員の皆さんから何がございませんか。

(意見なし)

次回の日程ですが、7月14日木曜日の14時から、場所は船橋市福祉ビル6階会議室で開催を予定しています。よろしいでしょうか。委員の皆様ご都合が悪い人はいらっしゃいませんか。直近になってどうなるかは分かりませんが。

では、次回につきましては、そのような日程で開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の確認ですけど、委員からのご質問のありました、事故の発生状況、それから民間施設の状況であるとか、関係市の負担の推計、それから関係市が三山園に望むこと、それは各市がまとめていただくようお願いいたします。その他にも個別に質問のあった内容についてですね、次回までというようなお話があったところについては、ご用意はいただければなと思います。よろしく申し上げます。

最後に何かご意見、ご質問ありますか。

よろしいでしょうか。なければですね、以上をもちまして第1回特別養護老人

ホーム三山園あり方検討審議会を終了いたします。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。